事後審査型制限付一般競争入札（物品供給等）　入札公告【共通事項】			
1．入札参加資格	（1）	①	令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること
		②	当該案件の入札書提出日から開札日まで有効なGビズIDプライムを保有している者であること。 なお、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのGビズIDプライムを保有している者であること
	（2）	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること
		③	入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市民税・府民税・森林環境税（普通徴収）、市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金及び滞納処分費）を完納していること
		④	消費税及び地方消費税の未納がないこと
		⑤	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		⑥	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	（3）	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。	
	（4）	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	
	（5）	本市の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること	
２．入札参加手続等	（1）	入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。	
	（2）	入札書の提出等の手続きは大阪市調達・契約システム（以下「システム」という。）により行う。郵便、紙入札等は認めない。	
	（3）	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。	
	（4）	入札予定価格・入札参加者の公表 落札決定後にシステムにて公表する。	
	（5）	仕様書等の取得方法 公告日以降にシステムよりダウンロードするものとする。	
	（6）	仕様書等に対する質問及び回答 システムにより行う。なお、日時については公告本文に定める。	
	（7）	上記(1)～(6)によらない場合は、公告本文に定める。	
３．入札の方法等	（1）	開札場所は大阪市中央卸売市場とする。なお、入札書の提出期間及び開札日時は公告本文に定める。	
	（2）	入札参加者がない場合は、当該入札を取り止める。	
		入札書の提出	
		①	システムにより、入札金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項がすべて入力され、かつ、有効な電子署名が付されたものを有効な入札書として取り扱う。

	（3）	②	入札書に記載する入札金額については総額（借入契約案件（長期継続契約対象案件含む。）の場合は借入期間の総額、概算契約案件の場合は予定数量による総額）を記載すること。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定める。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の８）に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること
		③	入札書の入力は注意して正確に行い、入札書提出画面において確認を行ってから入札書の提出を行うこと
		④	入札書の提出は、入札書提出期限までに完了すること
		⑤	入札書の提出にあたっては、パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書の提出を行うこと
		⑥	入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了メッセージ又は入札タブ画面において確認すること
		⑦	一旦提出された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
４．再度入札	（1）	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を１回に限り行う。	
	（2）	再入札書受付締切予定日時は、開札日の午後3時30分までとし、開札予定日時は、開札日の午後4時とする。ただし、これによらない場合は、「再度入札通知」で別途定めるものとする。	
	（3）	再入札書受付開始予定日時・再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最低入札書記載金額については、「再度入札通知」で通知する。	
５．入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。		
	（1）	大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項又は大阪市水道局契約規程（昭和42年規程第７号）第26条第1項各号の一に該当する入札	
	（2）	１に定める入札参加資格を有しない者がした入札	
	（3）	再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札	
	（4）	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	
	（5）	入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	（6）	開札予定日時までに大阪市中央卸売市場に所定の入札書錯誤無効届（システムからダウンロードすること）を提出し、本市が錯誤無効と認めた入札	
	（7）	利用規約に反して使用されたGビズIDによる入札	
６．審査順位の公開	落札候補者を決定した場合は、システムにより次に掲げる事項を全ての入札参加者に通知するとともに、速やかに公開する。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。		
	（1）	入札参加資格の審査のために落札決定を保留する旨	
	（2）	予定価格の制限の範囲内で入札した入札参加者（無効の入札をした者を除く。）の商号又は名称、審査順位、くじ番号及び入札金額	
	（3）	無効の入札をした入札参加者の商号又は名称	

７．入札参加資格の審査及び落札者の決定	（1）		開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留し通知する。
	（2）		予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にシステムによるくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって全ての審査順位を決定する。
	（3）		落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
	（4）		前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
		①	落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、入札参加者に通知するものとする。
		②	落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
	（5）		(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
	（6）		(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
	（7）		開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
	（8）		開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

	（9）		落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。
８．落札の決定日	原則として、落札の決定日は開札日（再度入札の場合は、その開札日）の翌日から起算して5日（大阪市における執務の休日を除く。）後とする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査を行ったのち決定するものとする。		
９．入札保証金及び契約保証金	（1）		入札保証金（見積った契約希望金額の100分の３以上）　　免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の８）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を１年当たりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合は、借入期間内に支払うことが見込まれる総額））)の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	（2）		契約保証金 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を１年当たりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額））の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
		①	落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		②	落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これをすべて過去２年の間に誠実に履行したと認められるとき ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
		③	契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満のとき
１０．その他	（1）		提出された資格審査資料等は、入札に関する審査以外に使用しない。
	（2）		契約条項を示す場所　システム上又は契約担当
	（3）		契約書作成の要否　　要 原則システムで契約書を作成する。 なお、所定の書面契約理由書を提出し、本市がやむを得ない理由と認めた場合、書面での契約書作成を認める。
	（4）		大阪市側のシステム障害によりシステムによる入札手続に障害が発生した場合等、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	（5）		仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
	（6）		入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること
	（7）		落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
		①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		②	大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	（8）		契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	（9）		この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。